

公立大学法人横浜市立大学職員の初任給調整手当に関する要綱

制 定 平成 27 年 4 月 1 日
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「賃金規程」という。）第11条の規定に基づき、初任給調整手当を支給すべき職員の範囲、支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(職の範囲)

第2条 賃金規程第11条第1項に規定する職は、医療技術・看護職員等給料表の適用を受ける職員の職のうち助産師、看護師及び准看護師の職とする。

(職員の範囲)

第3条 賃金規程第11条第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、前条に規定する職に採用された職員及び新たに第2条に規定する職を占めることとなった職員とする。

(支給期間等)

第4条 初任給調整手当の支給期間は、10年とする。ただし、次の各号に掲げる期間を超えない範囲で支給期間を減ずるものとする。

- (1) 第2条となった職員のうち、採用前の経験を有する者の当該経験年数に相当する期間
- (2) 第2条に規定する職を占めるまでの期間
- 2 初任給調整手当を支給されている職員が異動した場合は、異動後の職が第2条に規定する職である場合を除き、当該異動の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から初任給調整手当は支給しない。
- 3 初任給調整手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合は、それぞれその者が退職し、又は死亡した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで初任給調整手当を支給する。
- 4 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされた場合は、その者が休職にされた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から初任給調整手当は支給しないものとし、職務に復帰した場合は、その者が職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から初任給調整手当を支給する。
- 5 第1項ただし書きの適用を受ける職員の別表の適用については、当該経験年数を加えたものとする。

第5条 賃金規程第11条第1項の理事長が定める期間は、5年とする。

(支給額等)

第6条 初任給調整手当の月額は、第3条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第4項に規定する短時間勤務職員及び就業規則第44条第1項に規定する

育児短時間勤務の承認を受けた職員にあっては、その額に、その者の1週間当たりの勤務時間を、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第39条第1項に定める1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

- 2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされた場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 賃金規程附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第6条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「別表に掲げる額」とあるのは、「別表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の公立大学法人横浜市立大学職員の初任給調整手当に関する要綱(以下「新要綱」という。)と第4条第1項ただし書きの規定は、新要綱の施行日以降に新要綱による初任給調整手当の支給対象となった職員に対し適用する。

- 3 新要綱の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの別表の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までは附則別表第1、令和3年4月1日から令和4年3月31日までは附則別表第2のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 暫定再雇用職員(公立大学法人横浜市立大学職員就業規則の一部を改正する規則(令和5年規則第3号)附則第2項又は第3項の規定により採用された職員をいう。)は、短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

附則別表第1

期間の区分	支給額
1年未満	19,000円
1年以上2年未満	19,000円
2年以上3年未満	13,000円
3年以上4年未満	8,000円
4年以上5年未満	8,000円
5年以上6年未満	8,000円
6年以上7年未満	6,400円
7年以上8年未満	4,800円
8年以上9年未満	3,200円
9年以上10年未満	1,600円

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、第3条の職員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後又は第4条第1項ただし書き年数を加えた後の期間を示す。

附則別表第2

期間の区分	支給額
1年未満	13,000円
1年以上2年未満	13,000円
2年以上3年未満	13,000円
3年以上4年未満	8,000円
4年以上5年未満	8,000円
5年以上6年未満	8,000円
6年以上7年未満	6,400円
7年以上8年未満	4,800円
8年以上9年未満	3,200円
9年以上10年未満	1,600円

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、第3条の職員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後又は第4条第1項ただし書き年数を加えた後の期間を示す。

別表

期間の区分	支給額
1年未満	8,000円
1年以上2年未満	8,000円
2年以上3年未満	8,000円
3年以上4年未満	8,000円
4年以上5年未満	8,000円
5年以上6年未満	8,000円
6年以上7年未満	6,400円
7年以上8年未満	4,800円
8年以上9年未満	3,200円
9年以上10年未満	1,600円

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、第3条の職員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後又は第4条第1項ただし書きに規定する年数を加えた後の期間を示す。